

第

4515  
号

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 6月28日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 別荘の貸付けと損益通算

**Q**：このたび、軽井沢にリゾートマンションの1室を購入しました。私は1年のうち数日しか利用しませんので、利用する日以外を賃貸しようと思います。この場合、減価償却や金利を計算すると、損失になる見込みですが、給与所得と損益通算することはできますか？

**A**：他の所得と損益通算することは認められません。

### 【解説】

所得税では、生活に通常必要でない資産のうち通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で、主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産に係る所得の計算上生じた損失の金額は、ないものとみなすこととなっています。

リゾートマンションは、保養地にあり、あなたやあなたの家族の居住の用に供しないこと、あなたが利用する日以外を賃貸にされることなどから判断しますと、主として保養の用に供する目的で所有しているものと思われますので、その貸付けから生ずる損失の金額は、給与所得や他の所得金額から控除することは認められないものと思われます。

